平成２４年度入学生から学校選択制を見直します。

本市が平成１７年度から導入した学校選択制につきましては、「学校の活性化が促進されている」、「通学の利便性が確保されている」、「学校教育の質的向上が図られている」等の成果が得られた一方で、児童・生徒数の変動、学校と地域の連携の面などに当初想定していなかった課題も生じています。

そこで、子どもたちが健やかに育つ環境をどのようにつくっていくか、という視点で見たとき、長崎市における子ども施策等との整合性を図り、家庭、学校、地域と連携した子育ての環境づくりを行うことが、現在の地域社会において重要であるという視点に立ち、次のように学校選択制を見直すことにいたしました。

項　　目	現行（平成１７年度～２３年度）	見直し後（平成２４年度から）
①制度の利用について	平成２３年度入学生は学校選択制を利用できます。 	**平成２４年度入学生から現行の学校選択制を見直し、原則、通学区域の指定学校に通学することになります。** **ただし、「指定学校変更申立許可事項」に該当する場合や「見直し後」の項目②③④の条件に該当する場合は、申立により、教育委員会が認める範囲内で、指定学校の変更により学校を変更することができます。**
②入学時の学校選択の条件について	自宅から学校までの距離が、小学校にあっては４㎞以内、中学校にあっては６㎞以内の隣接する校区の学校で、徒歩で通学する場合は、選択することができます。 （ただし、受入可能人数を超える場合は抽選になります。）	**・通学距離（道のり）が指定学校より近い学校を希望する場合で、通学に支障がない場合は、希望する学校に通学することができます。** **・希望する部活動が指定中学校になく隣接する中学校にある場合で、児童の活動実績や強い活動意思を小学校長からの意見書により確認できる場合は、希望する学校に通学することができます。**
③兄弟姉妹の扱いについて	希望学校が抽選実施校になった場合であっても、入学時に兄・姉が同時に在学することとなる場合は、その弟・妹は優先的に入学することができます。	**【経過措置１】** **平成２３年度までに学校選択制を利用して入学した兄・姉が現に在学中で、弟・妹がその学校へ入学し、共に通学することを希望する場合は、同じ学校に入学できます。**
④中学校入学の扱いについて		**【経過措置２】** **平成２３年度までに学校選択制を利用して小学校に入学した児童であって、その選択した通学区域の中学校への入学を希望する場合は、その中学校に入学できます。** **（ただし、【経過措置１】により入学した弟・妹はこの【経過措置２】の適用はありません。）**
⑤規則・要綱について	・長崎市立小学校及び中学校における学校選択制の実施に関する要綱 ⇒廃止します。	**・長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則** **・長崎市立小、中学校の指定学校変更就学及び区域外就学に関する要綱** **⇒「見直し後」の項目②③④の条件が追加されます。**

※　平成１７年度から平成２３年度までに学校選択制を利用して入学した児童・生徒は、入学した学校へ卒業まで引き続き通学することができます。

指定学校変更申立許可事項

区分	変更事由	措置及び期間	添付書類
市内間転居	市内間で、他の校区へ転居した場合	卒業まで、在籍校へ引き続き通学することができます。 なお、同措置中の兄姉がいる場合は、その弟妹も卒業まで同一校に就学することができます。	
転居予定	住居の新改築、公営住宅の建替え等により、一時的に転居した場合	当該転居期間にあっても、校区外から在籍校へ通学することができます。	・建築又は賃貸借を証する契約書、建替え事業にかかる契約書その他の転居や入居の事実が確認できる書類のいずれか１通
	住居の新築やアパートの入居等で、近日中の転居が確実である場合	転居日前であっても転居予定先の校区の学校へ通学することができます。	
留守家庭	下校時に児童の居住する住所地において当該児童を保護監督する者がおらず、他の通学区域であれば保護監督を受けることができる場合	小学校卒業まで、希望する校区の小学校へ通学することができます。	・両親の勤務を証明する書類 ・児童を保護監督する者の住所を証明する書類
特別支援学級	指定学校に特別支援学級がなく、自宅から最も近い特別支援学級のある学校への通学を希望する場合	卒業まで、希望する学校へ通学することができます。	
身体的な理由	身体虚弱又は通院治療を要するため指定学校への通学が困難な場合	通学が困難な期間に限り、通学可能な学校へ通学することができます。	・診断書
心理的な理由	いじめや不登校等の事情により、指定学校への就学が困難と認められる場合	卒業まで、希望する学校へ通学することができます。	・校長の意見書
指定学校変更承認地区	教育委員会が別に指定学校変更承認地区として定めている地区において指定学校以外の学校を希望する場合	卒業まで、希望する学校へ通学することができます。	
院内学級	長崎市立市民病院、長崎大学医学部・歯学部附属病院又は日本赤十字社長崎原爆病院に入院している場合（主治医が１月以上の入院が必要と診断した場合に限る。）	入院期間中に限り、当該院内に設置している病弱学級に入級することができます。	・各病院に提出する病弱学級入級のための申請書の写し ・教育措置の変更報告書
中国帰国子女	中国帰国子女が日本語を話せず、学習に著しく困難をきたすことにより、日本語教室がある学校への編入学を希望する場合		
特殊事情	地域的・家庭的事情又は教育上やむを得ない事情がある場合	当該事情がある期間に限り、希望する学校へ通学することができます。	・その他教育委員会が必要とする書類

【問い合わせ先】
長崎市教育委員会　学校教育課　学務係
ＴＥＬ　０９５－８２９－１１９６

学校選択制見直しの基本方針

平成 22 年 2 月 24 日
長 崎 市 教 育 委 員 会

1　長崎市における学校選択制導入の経緯

⑴ 学校選択制導入の目的

ア　通学の利便性の確保

子どもが急激に増加したことにより新しい学校が建設された際に、校区については地域の方との協議の中で設定されているものの、目の前に学校があるのに、新しい学校区に設定された地区もある。長崎市においては、小学校区が連合自治会の単位になっている地域がほとんどであり、学校区と地域のコミュニティは密接に連携している。そこで地域コミュニティに配慮しつつ、通学の利便性を図る必要があった。

イ　地域に開かれた特色ある学校づくり

学校においては、学校教育の向上を目指し、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進し、積極的な情報発信や、地域を巻き込んだ学校づくりが進むことで、教職員の意欲の向上や、学校のさらなる活性化を図る必要があった。

⑵ 制度の導入

このような中、地方分権や規制緩和の観点から、通学区域制度の弾力的運用を図るよう国の方針が示された。そこで、平成１５年６月の長崎市立学校通学区域審議会からの答申を受け、本市の地理的状況や地域との関わり合い等を考慮し、「通学の利便性の確保」と「特色ある学校づくり」を目的として、学校施設の受入許容範囲の中で、平成１７年度から隣接校方式による長崎市版の学校選択制を導入した。

２　長崎市立学校通学区域審議会による検証とその後の対応

学校選択制導入後４年が経過し、「住居から近い学校」、「登下校が安全な学校」を選択できるようになったことで、通学の利便性の向上と安全確保が、より保てるようになり、児童・生徒や保護者の願いに応えることができた反面、課題も指摘されてきた。

(1) 答申及び指摘された課題

長崎市教育委員会では、通学区域審議会に学校選択制の検証について諮問し、熱心な協議をいただいた後、平成２０年８月２１日に「児童・生徒及びその保護者の８割が、学校選択制を支持していること」、「学校の活性化がなされていること」、「通学の利便性の確保がなされていること」などから、「課題の解決を含む改善を行いつつ学校選択制を継続する。」という、課題の解決に向けた方策を含めた答申を受けた。

○　指摘された課題

ア　児童・生徒数の変動

児童・生徒数が大幅に増大する学校と減少する学校が顕著になり、ＰＴＡ活動や部活動に支障がある。

イ　学校と地域の連携

学校と地域の連携について、地域団体の活動や学校と地域の連携に陰りが見られる。

ウ　学校選択制の周知

学校選択制の市民への周知が不足している。

⑵ 答申を受けての教育委員会の対応

ア　指摘された課題の解決に向けた対応

通学区域審議会の答申を受け、教育委員会として、平成２１年度新入学者の学校選択制希望者に対し、指摘された課題の解決に向けた対応を行った。

㈠ 受入可能人数を超えた中学校において初めて抽選を実施した。

㈡ リーフレットを改訂し、PTA や地域活動への積極的な協力を明示した。

㈢ 希望申請書の提出先を受入校に変更し、当該校長からの原則徒歩通学等の指導を徹底した。

イ　平成２１年度アンケートによる実態調査の実施

教育委員会としての対応について現状を把握するため、平成２１年度の入学者の児童・生徒数の変動が比較的大きい学校を対象としたアンケート調査を実施した。

全市的に見ると、全入学者数の１割強の児童・生徒が選択制を利用しているが、学校ごとに見ると、中には５割から６割の数の変動が見られ、その影響が大きいことが分かった。また、次のような事例も見られた。

㈠ 住居から遠い隣接校を選択した遠距離通学者の事例

㈡ 通学の便の良し悪しにより入学者数の偏りが生じている事例

ウ　教育委員による学校訪問

７ 月、８ 月には、児童・生徒数の増減が大きい小・中学校に対し、教育委員による訪問を実施し、生徒、保護者、教職員の意見を直接伺った。その結果、児童・生徒数が増大した学校ではよい面が出された反面、減少した学校では次のような意見が出された。

㈠ PTA 活動や地域での子ども会活動に支障が出ていると感じる。

㈡ 実際にできる部活動数が減ったり、活動が制限されたりしている。

３　長崎市の施策と地域の現状

⑴ 長崎市の施策

長崎市は、市民の日常生活をより暮らしやすくするために、「地域力」の向上を目指している。地域コミュニティの醸成や地域リーダーの育成、小学校区子どもプランなどに取り組んでいる。

また、核家族化や共働き家庭の増加という家庭形態の変化、情報化社会が子どもに及ぼす影響などを考えると、子どもが育つよりよい環境をつくるためには、家庭、学校、地域がより強く連携することが求められている。

⑵ 現状

現在、小学校区においては、子どもを守るネットワークが組織され、地域の子どもは地域で守ろうとする活動が、地域の特性に合わせ様々な形で広がってきている。

また、子どもを守るネットワークを学校支援会議に位置づけて、地域の力を学校運営の中にも活かす試みを始めている。

４　学校選択制見直しの基本的な考え方

学校選択制の導入によって、「学校の活性化が促進されている」、「通学の利便性が確保されている」、「学校教育の質的向上が図られている」等の成果が得られた反面、当初想定していなかった課題も生じている。

子どもたちは、家庭、学校、地域の中で毎日を過ごし、その中での様々な体験を通じて成長していく。

子どもたちが健やかに育つ環境をどのようにつくっていくか、という視点で見たとき、長崎市における子ども施策等との整合性を図り、家庭、学校、地域と連携した子育ての環境づくりを行うことが、現在の地域社会において重要であると認識している。

そこで、学校選択制導入によって得られた成果を活かすことを前提としたうえで、学校選択制を見直し、原則、通学区域の就学校（以下「指定学校」という。）へ入学することとする。ただし、特別な事情がある場合は、必要に応じて、保護者の申立てにより、教育委員会が認める範囲内で、指定学校変更を許可するものとする。

具体的には、通学距離が近くなる場合や、中学校における部活動への希望については、現行の指定学校変更申立許可事項に新たに項目を追加し対応する。また、学校選択制見直しに伴う経過措置として、兄弟姉妹関係及び中学校入学については配慮することとする。

(1) 現行の指定学校変更申立許可事項に新たに項目を追加する。

ア　指定学校変更申立許可事項（現行）

(ｱ) 市内間転居・・・市内間で、他の校区へ転居する場合

(ｲ) 転居予定・・・住居の建替え等により、一時的に転居する場合や住居の新築等で、近日中の転居が確実な場合

(ｳ) 留守家庭・・・下校時に児童の居住する住所地において当該児童を保護監督する者がおらず、他の通学区域であれば保護監督を受けることができる場合

(ｴ) 特別支援学級・・・指定学校に特別支援学級がなく、自宅から最も近い特別支援学級のある学校への通学を希望する場合

(ｵ) 身体的な理由・・・身体虚弱又は通院治療を要するため指定学校への通学が困難な場合

(ｶ) 心理的な理由・・・いじめや不登校等の事情により、指定学校への就学が困難と認められる場合

(ｷ) 指定学校承認地区・・・教育委員会が別に指定学校変更承認地区として定めている地区において指定学校以外の学校を希望する場合

(ｸ) 院　内　学　級・・・長崎市立市民病院、長崎大学医学部・歯学部附属病院又は日本赤十字社長崎原爆病院に入院している場合（主治医が１月以上の入院が必要と診断した場合に限る。）

(ｹ) 中国帰国子女・・・中国帰国子女が日本語が話せず、学習に著しく困難をきたすことにより、日本語教室がある学校への編入学を希望する場合

(ｺ) 特　殊　事　情・・・地域的・家庭的事情又は教育上やむを得ない事情がある場合

イ　入学時の学校選択に対する許可事項（追加事項）

(ｱ) 通学距離（道のり）が指定学校より近い学校を希望する場合で、通学に支障がない場合

(ｲ) 希望する部活動が指定中学校になく隣接する中学校にある場合で、児童の活動実績や強い活動意思を小学校長からの意見書により確認できる場合

ウ　経過措置

学校選択制の見直しに伴い、次のような場合は、希望すれば入学できるものとする。

(ｱ) 平成２３年度までに学校選択制を利用して入学した兄･姉が現に在学中で、弟・妹がその学校へ入学し、共に通学することを希望する場合

(ｲ) 平成２３年度までに学校選択制を利用して小学校に入学した児童であって、その選択した通学区域の中学校への入学を希望する場合

⑵ 見直しの時期

学校選択制の見直しについては、十分な周知期間をとる必要があることから、平成２４年度の入学者から実施する。

なお、平成２３年度の入学者までは現行の学校選択制を継続するため、実施にあたっては受入可能人数の精査を行うとともに、選択制を利用する場合は、次の点については、さらに説明・指導に努める。

ア　通学については、原則徒歩であること。

イ　ＰＴＡや地域活動への積極的な協力を求めること。

⑶ 学校教育の質の向上

ア　地域に開かれた特色ある学校づくりの進展

学校評価・学校ホームページのさらなる充実、地域に向けた学校便りの配布、学校を公開する機会をさらに増やす。

イ　教職員の指導力向上の推進

研究指定や指導主事による学校訪問を通して、新学習指導要領に沿い、子ども達に教え、考えを深めさせる、魅力ある授業づくりを推進する。

参考資料

１　学校選択制導入時の通学区域審議会からの答申

市立小、中学校の通学区域について（答申）－抄－

（平成 15 年 6 月 24 日　長崎市立学校通学区域審議会）

本審議会は、平成１４年７月１０日付長教企第７号により諮問があった市立小、中学校の通学区域制度全般の見直しに関する案件について、その基本的な考え方及び具体的方策等を慎重に審議し、検討を行った結果、下記のとおり答申いたします。

記

市立小、中学校の通学区域制度全般の見直しにあたっては、現行の通学区域の問題点を是正するとともに、子どもの個性にあった学校への就学を希望する保護者の学校選択の意向を尊重することが必要である。

学校選択の弾力化は、選択という手段を通じて、それぞれの児童生徒の自主的な精神や個性を伸長する魅力的な教育を実現し、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりを進めることが期待される。

このことから、市立小、中学校の通学区域制度については、現行の制度を維持しつつより一層の制度の弾力的運用を図るため、学校選択制を導入すべきであると考える。

学校選択制の導入に当たっては、次のことに十分留意し検討されたい。

（１）学校選択制については、本市の地理的状況や地域との関わり合い等から指定校に隣接する学校から選択する隣接校方式とすることが望ましい。

（２）選択可能な隣接校については、本市の地理的状況、通学時間、通学距離及び安全性等を勘案して定めるものとする。

（３）学校選択希望者の受入人数については、学校施設の状況等を考慮して、各学校ごとに受入可能数を定めるものとする。
ただし、希望者が、受入可能数を超えた場合には、抽選を行う等その取扱いを検討する必要がある。

（４）対象者については、原則として、小、中学校に入学する新１年生とする。
なお、兄弟姉妹で学校が異なることが生じた場合は、特別な配慮が必要である。

（５）学校情報については、学校選択を希望する保護者や児童生徒の十分な判断材料となるよう、適切な方法を用いて提供していく必要がある。

（６）制度実施にあたっては、制度の趣旨等を十分周知広報することが必要であることから、拙速とならないよう準備に努め、平成１７年度から実施することが望ましい。

２　学校選択制の検証時の通学区域審議会からの答申

平成 20 年 8 月 21 日

長崎市教育委員会
委員長　冨　田　忠　溥　　様

長崎市立学校通学区域審議会
会長　　橋　本　健　夫

学校選択制の検証について（答申）

本審議会は、平成 20 年 6 月 2 日付長教学第 285 号により諮問のあった「学校選択制の検証」に関する案件について、関係団体からの意見を聴取して慎重に審議し、検証を行いましたので、次の通り答申致します。

「課題の解決を含む改善を行いつつ学校選択制を継続する。」

１　理　由

○　児童・生徒及びその保護者の約８割が、学校選択制を支持していること。
○　学校の活性化が促進されていること。
○　通学の利便性の確保がなされていること。
○　指摘される課題については、制度の運用の工夫によって解決が可能なこと。
○　制度の継続によって学校の特色づくりが進行し、学校教育の質的充実が図られていること。

２　指摘される課題の解決に向けた方策等

(1) 児童・生徒数の変動について

学校選択制の導入後、児童・生徒数が大幅に増大する学校と減少する学校が顕著になり、PTA 活動や部活動に支障があるとの指摘がある。これに対しては次のことを徹底する。

①　児童・生徒数が増大している学校においては、受け入れ人数を精査し、学習環境を保持するために適正規模の維持につとめること。
②　児童・生徒数が減少している学校においては、より一層の特色化に取り組み学習効果を挙げる工夫を行うこと。また、教育委員会はそれを全面的に支援すること。

(2) 学校と地域の連携について

学校選択制の導入後、地域団体の活動や学校と地域の連携に陰りが見られるとの指摘がある。これに対しては次のことを行う。

①　学校選択制を利用する場合には、地域団体の活動に積極的に参加することを、受け入れ学校の校長が指導する。
②　隣接する学校間の連携を密にすることによって、地域の行事案内等の広報が十分に行われ、従来以上にその活動に児童・生徒が参加するよう指導する。

(3) 学校選択制の周知について

学校選択制の市民への周知が不足しているとの指摘がある。この改善のために次のことを行う。

①　学校選択制への理解を深めるために、説明等を学校任せにせず、機会を捉えて教育委員会がその趣旨（通学の利便性の確保、特色ある学校作り）や、選択制利用基準（原則徒歩による登下校など）を市民に説明する。
②　リーフレットを改訂し、保護者に対して、より分かりやすい形での周知を図る。

３　学校選択制利用児童・生徒数の推移

年　　度	小 学 校	中 学 校	計
平成 17 年度	199　人	251　人	450　人
平成 18 年度	258	322	580
平成 19 年度	299	383	682
平成 20 年度	366	383	749
平成 21 年度	370	403	773

４　関係団体意見聴取の実施状況

日　　程	対　　象　　団　　体
平成 21 年　8 月 28 日	長崎市小学校長会・長崎市中学校長会
平成 21 年　8 月 28 日	長崎市保健環境自治連合会
平成 21 年　9 月　4 日	長崎市 PTA 連合会（単位 PTA 会長研修会）
平成 21 年 10 月　7 日	長崎市小学校長会・長崎市中学校長会（理事会）
平成 21 年 10 月１６日	長崎市 PTA 連合会（役員会）
平成 21 年 11 月 10 日	長崎市私立幼稚園 PTA 連合会
平成 21 年 12 月　3 日	長崎市立小学校長・長崎市立中学校長 ※　アンケートの実施
平成 21 年 12 月　8 日	長崎市立保育所長
平成 21 年 12 月 15 日	平成 21 年度教育懇談会 （長崎市長、長崎市教育委員会、長崎市 PTA 連合会）
平成 21 年 12 月 21 日	長崎市保育会園長会
平成 22 年　1 月　5 日～ 1 月 29 日	パブリック・コメント実施
平成 22 年　2 月　5 日	長崎市民生委員・児童委員協議会（理事会）
平成 22 年　2 月 12 日	長崎市民生委員・児童委員協議会（代表者会）

５　意見聴取概要

（1）長崎市立学校通学区域審議会

①　親は通学距離が短くなることだけではなく、通学の安全性も考えて学校を選択している。学校選択制はいけないのかという疑問がある。通学区域自体を見直してほしい。

②　親は子どもにとって、より良い環境を求めて学校を選択している。

③　学校選択制については、審議会への諮問、十分な審議を経て導入されたが、見直しについては、審議会への諮問がなされていない。

④　見直しについて、良いと思う。今はどんな状況か、審議会委員としてはどう思うか、と考えていくことは良いことである。私の地域の子ども会はなくなりそうな危機にある。

⑤　選択制は親の都合になってしまっている。PTA 活動は、現在、児童数が減少することで活動できなくなっている。遠くから来る子どもの安全をどう守るのかなど大変困っているので市教委の案に賛成である。

⑥　地域づくりのためには、子どもは必要。周辺の子どもが減って中心部へ行ってしまう。子どもを中心とした地域づくりができなくなってしまう。

⑦　学校選択制という名前は残し、その中でどうしていくのかという方向で進めるのがよいのではないか。

⑧　１年足らずで変わった理由として「軸足が変わった」といっていることは納得できる。もっと詳しくたくさんの変えようとしている理由を挙げて「見直しの方向で行こうと思う」というのであれば話し合いができる。

⑨　受入可能人数は、あくまでも校長に聞いて、この人数ならできるだろうという数字を提示し、学校を運営することになっているが、実際は、その受入人数を大幅に超える人数を受け入れている。特別教室などの空き教室も必要なのに満杯状態である。

⑩　部活動については、３年間やり通すとは限らず、就学校変更のための口実に利用されないか懸念される。

⑵ 長崎市立小学校長・長崎市立中学校長

① 「２４年度からの見直し実施について」の回答は、「早急に実施した方がよい」が５１％、「２４年度でよい」が３８％、「慎重に時間をかけてしたほうがよい」が１１％、「見直しは撤回すべきだ」が０％であった。（※小中学校長アンケート集計結果より）

② 「見直し案の内容について」は、「よい」が２５％、「だいたいよい」が５４％、「あまりよくない」が１３％、「よくない」が８％であった。「よい」と「だいたいよい」を合計した７９％がおおむね賛成と言える。（※小中学校長アンケート集計結果より）

③ 学校選択制は遠距離通学を生み、登下校の安全指導にも限界があるので、早期見直しが必要である。

④ 就学校変更の許可事項に部活動の項目を入れると、小規模校化に歯止めがかからない学校も生じるのではないか。

⑶ 長崎市 PTA 連合会

① 「学校選択制の見直し時期について」は、「早急に実施した方がよい」が６４％、「２４年度でよい」が１１％、「慎重に時間をかけて」が１７％、「その他」が８％であった。（※市Ｐ連のアンケート集計結果より）

② ＰＴＡ活動を支えるためには、学校選択制の見直しが必要である。

③ 一人の保護者としては学校を自由に選べる選択制に賛成である。しかし、ＰＴＡ活動を支えるためには、選択制の見直しが必要であると感じる。

④ 子どもは地域で育てるべきだ。

⑤ 時間をかけて慎重にというのも分かるが、早急に見直してほしい。

⑷ 長崎市私立幼稚園ＰＴＡ連合会

① 就学校変更の許可事項が以前からあったこと、入学時の就学校変更の許可事項が追加されると知って安心した。

② 見直しにあたっては、通学距離だけでなく通学の安全性も考慮してほしい。

③ 幼稚園や保育園での友達と同じ学校へ入学できるようにするなど、柔軟に対応してほしい。

④ 兄又は姉が就学校を変更し指定学校以外の学校を卒業した後、その弟又は妹が入学する場合は、兄や姉と同じ学校へ入学できるようにしてほしい。

⑸ 長崎市立保育所長

① 学校選択制の廃止ではなく、見直しということで安心した。

② 卒園児の中には、指定校よりもかなり遠くの隣接校に入学した児童もいて、気になっていた。

③ 保育園での友達と同じ学校に行きたいという希望が多いかもしれない。

⑹ 長崎市保育会園長会

① 学校選択制の見直しの最終決定はいつ頃なのか。

② 校区割りの見直しについても検討していただきたい。

③ 見直しにあたっては、小規模校のことについても考慮してほしい。

⑺ 長崎市民生委員・児童委員協議会

① 入学生が７人しかいない小学校がある。見直しは後手に回っている。

② 昨年度から、地域の声は学校選択制反対の意見が多かった。

③ 代表者だけでなく、無差別のアンケートをとることを昨年の段階からすべきだった。

④ 学校選択制ではなくて、最初から見直し（案）のような内容でとり組んでいれば、ここまで影響はなかったのではないか。

⑤ 学校選択制で、子ども会活動が打撃を受けた。

⑥　生徒の通学方法をしっかり調査をして指導していく方向でいかないと意味がないと思う。

⑦　部活を理由にした指定学校変更を認めると、部活動による格差が出て、それが固定化されてしまう気がする。

⑧　通学区域の見直しが必要である。

⑻ パブリック・コメント（要旨）

No.	意　　見
1	・市が用意した学校が気に入らなければ、私学に行けば？と思います。自分の子供が将来通う中学校に不安があるのならば、逃げださずに同じ学年の保護者で協力をしあって、マトモな中学にすればいい話。
2	・やむをえない状況の場合には特例として認められるべきとも思います。 ・制度廃止と同時に、制度利用中の家庭にも今一度ルールの徹底をいきわたらせていただきたい。
3	・地域的に端境みたいなところの家庭を誰からみても公平な視点でエリア指定すべき。
4	・将来的には廃止でも良いと思います。それにはもっと時間をかけるべきです。
5	・いじめなどがあり、小学校、地区のお子さんと離れて新たな気持ちで中学生活をしたい気持ちで学校選択したので、ぜひ今後も続けていただきたい制度。
6	・選択制の見直しではなく、校区の見直しが必要。
7	・せめて 21 年度学校選択制で入学した子どもが中学卒業するまでは行かせるべき。
8	・地域で過ごし、そこにあるクラブ活動を選んだ方が、良い学校生活を送れると思います。 ・歩いて通うという条件に当てはまらない方は、学校選択制をなしにしてもらいたい。
9	・希望変更許可理由の中に「部活動」の項目を入れるのは絶対に良くない。 ・選択制を続けるための抜け道を許すべきではない。
10	・義務教育は「等しく」及ぼすところに意義があります。「特色」とか「進学率」であおるのではなく、どこの学校に行っても同じような豊かな教育が準備されるべき。
11	・地域教育力を弱める要因が大きい学校選択制が見直されることは、プラスの方向へ一歩進むことになる。 ・公教育は差別化や特色化を目指すものではなく、全体を向上させるべき。

No.	意　　見
12	・同じ地域にいながら、学校が違うと、仲間になりにくい。 ・学校も特色を出そうと競争させられそう。 ・学校教育は、一人一人の子どもを大事にし、人間性豊かに育てることを中心にすえて欲しい。
13	・「地域の活性化には欠かせない小中学校から、その地域の子ども達が居なくなったり、学校が消滅したら、地域は崩壊する」という地域住民からの悲鳴は当然。 ・「見直しへの反発の声」にある「クラブ活動」や「競争の刺激を求めたい」などは、学校側、行政、地域などの工夫により、緩和策があるはず。
14	・上の子が卒業した後で、入学する場合も、使用した教材等も使用できますし、イベント等も慣れ親しんだものですので、是非同一の学校に通学できますよう、よろしくお願いします。
15	・子どもは、地域で育ち、地域を活性化してくれる未来の宝です。希望とはいえ、わざわざ遠距離通学することで、費用や時間がかかり安全面の確保も困難になるのは当然なこと。
16	・見直し(案)の「部活動」は問題点があり、今後は社会体育の方向へ進むべき。
17	・児童・生徒は、地域とその地の学校で責任を持って教育すべき。 ・許可追加事項は全て反対。
18	・良い学校(行きたい学校)・悪い学校(行きたくない学校)と親たちが決めてしまっている。 ・「行きたくない学校」があるのなら、むしろ、原因を調べ、改善していくことこそ、教育委員会の使命。
19	・学校選択制は基本(以前)の校区分けを見直したうえで廃止すべき。
20	・小学生・中学生時代に、自分の住んでいる地域の学校に通い、切磋琢磨しながら友人関係を深め合ったり、地域の子ども同士で運営する子ども会活動に参加したり、いろいろな行事を通して地域に住む大人達とも交流をし、その中で培われていくものは非常に大きい。 ・今後２年間の周知期間を置いたうえで、平成 24 年度の入学者からの実施を予定しているということですが、これ以上実施が遅れることがないように強く要望。

No.	意　　見
21	・通学の便、自宅からの遠近というよりも、児童・生徒、父兄の間にある従来からの学校に対する「評判」「風聞」等が制度を歪めているのではないでしょうか。
22	・同じ義務教育でありながら、やりたいこと(クラブ)ができる子どもとやりたいことができない子どもが出てくるのはおかしいと思います。 ・必要である家庭がある以上、選択制を見直すようなことはやめて下さい。
23	・全くいわれのない風評や口コミだけで特定の学校へ入学希望者が集中するのだから異常としかいいようがない。これでは、市が常にうたっている地域と学校の強力な結びつきなど吹き飛んでしまう。 ・これからの子どもと地域のために、学校選択制の廃止を明確に打ち出すべき。
24	・校舎の見た目がいい方に行くなど、学校選択制の目的になっていないような気がします。 ・地域で子どもを見守ろうとしても、バスで通ってくる子どもや、見慣れない子が多く、関係を築きにくくしている。
25	・学校設備、施設の使用及び管理上の問題点、地域密着教育の不確立、保護者の要望の過大評価などから教育効果はあまりない。即刻この選択制度を廃止すべき。
26	・教職員の指導力向上もさることながら、子どもたちと向き合う時間を確保し、人間味豊かな教職員の育成を望む。競い合って、知識をつめ込むのみの教育ではなく、「人間の生き方」「生きる力」を培う教育を模索してほしい。
27	・義務教育の間は、親子ともども、近所に知り合いができ、学校、地域の行事に声かけ、誘い合って参加しながら、共通の話題でコミュニケーションができるようにしてほしい。
28	・選択制を採用して卒業した兄、姉がいた場合は、同じ中学校への選択(入学)を優先させてほしい。
29	・学校選択制実施以前に是非早急に戻してほしい。
30	・学校は地域にあるべきです。下校後のことも考えると、学校選択制により混乱するだけで何の効果なし。当初に戻してほしい。
31	・学校選択制については、必要性をあまり感じません。

No.	意　　見
32	・「通学区域の指定学校へ入学すること」という当たり前の原則を確立していただきたい。隣近所、自治会内の、いわゆる地域の教育力は、その地域の学校に通う子どもに対してでないと及ばない傾向がある。
33	・イの入学時の就学校変更許可の追加事項には、個人の利害や損得関係が覗え公平性を欠く思いがするので、一部修正であり、真の見直しとは言えない。
34	・小・中は(特殊な場合=いじめなどを除き)学校区制をきちんと守るべき。
35	・特別な事情がないかぎり、学校区内に通学させるべきで、地域住民とのふれ合いを大切にし、地域の教育力を高めること。
36	・部活動による例外は認めるべきではありません。通学区域制度の抜け道となるだけでなく、現在のスポーツ偏重の子育てに教育行政が手を貸すことになります。
37	・学校選択制の見直しを是非お願いします。
38	・近所の子どもが同じ学校に通ってこそ地域が活性化すると思います。近所のおじちゃん、おばちゃんと接してこそ、地域で育てられると思います。
39	・子どもは、地域の学校に通い、地域の温かい眼差しに守られながら、人間として成長していくものだ。
40	・義務教育が大事かということを再認識して学習指導力向上を強化してほしい。そして、魅力ある学校づくりに努力必要。
41	・学校と地域との関わり、地域住民が生徒・児童を見守りやすい体制をつくることが大切。
42	・義務教育の段階では、やはり全国的に一定以上の資質、能力、使命感をもった教職員の配置により公平を期することが必要。
43	・地域が中心になって人と人とのかかわりの中で子ども達を育てていたのだろうから、これを見直してもらって一日も早く、その地域の小学校に通うかしてほしい。
44	・学校選択制導入によって、近所の子どもの名前、学年も知らない事はとても残念。
45	・地域の学校に行った方がいい。

No.	意　　見
46	・自分の住んでいる周りの人達と仲良くコミュニケーションをとりながら過ごす事が、子どもにとって良いことだと思うのですが、選択制だと、地域との関わり合いがなくなってしまう。
47	・学校選択制の見直し案に対しては、現行の就学校変更の許可事項などが考慮してあり良い。
48	・自分が住んでいる地域の学校へ行くことで、地域の人との関わりが自然と生まれる。
49	・地域の人に支えられ、声をかけていただき、見守っていくもの。 ・小、中の間はぜひ、地域の学校へ入学することを切に望みます。
50	・学校選択制になり、近所の子どもでも学校が異なり、子ども同士、また親同士の交流もとりにくくなっている。それゆえに地域活動への参加も難しく、地域で子どもを守るという考えに反する。
51	・子どもが少ない校区内は、特色ある学校づくりをするが、人数が少ないとできることも限られて、子どもの成長にも影響してくるので、学校選択制には反対。
52	・生徒数が減ってきている学校では、少ないなりに、保護者同士のつながりとか、学年に関係なく、生徒に目が行き届いていると思います。逆に、生徒数が増えている学校では、役員を決めるのにも、家が遠いとかとの理由で無関心な保護者が多い。
53	・子どもの体力低下に歯止めとか、地域での子育てを充実などという施策と現状に違いがありすぎるので、もともとの校区制に戻してください。
54	・どうしてもという理由がない限り、校区の学校へ通う方がよい。
55	・地域をもっと大切にして、子どもたちにとって過ごしやすい環境が大切。
56	・少々の条件(部活動云々他)で、地域から子どもを切り離すことは良くない。 ・子どもたちは地域で育てるのが原則。
57	・地域の子どももその親も、バラバラとなり、地域における共生協調などが希薄になり、地区の学校への期待と信頼感も失せていっているのが現状。 ・見直しは、速やかに実施されるべき。

No.	意　　見
58	・地域の子どもは地域住民とのかかわりの中で育っていくもの。 ・公教育は、特色ある学校よりも誰もが平等に基本的知識を学ぶ場であるべき。
59	・公立校に通う子ども達は、地域の学校に通ってこそ、自分たちの地域と密着できる。
60	・学校選択制はやるべきではありません。今は「心豊かな子どもづくり」に心をくだくべき。
61	・間違った情報で振り回されないように、出来るだけ早くきちんとした方針と方向性を周知してください。
62	・地域コミュニティとか、地域の子育てとか、いい言葉ですが、今の地域にそれを期待するのは無理。 ・学校間の競争は、学校と教師の資質が向上する、ということで、大賛成。
63	・隣近所に住んでいるのに、学校が異なることで交友関係がなく、地域と学校との協力ができにくい。 ・部活が成り立ちにくくなって、個性伸長の場がなくなってきている。